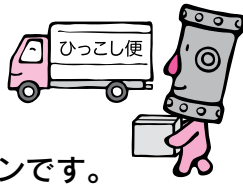


引っ越しのシーズン！ 水道の手続きも お忘れなく



上下水道の広場



3月、4月は転入・転出のシーズンです。
水道の使用中止や開始の手続きを忘れずをお願いします。
大変混み合いますので、引っ越しの一週間前までにお済ませください。

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

電話での手続き

お客様センター ☎(823)8431
(平日の午前8時30分～午後5時15分)

インターネットでの手続き

水道の使用中止や開始の30日前から5日前までは、市ホームページからも手続きできます。

◆ 広報ID番号 1008309

使用を中止するとき

次の①～⑥をお知らせください

- ① お客さま番号（水道使用量・料金等のお知らせ）や「納入通知書兼領収書」に記載しています
- ② 住所（アパート名と部屋番号も）
- ③ 氏名（水道使用者名） ④ 電話番号
- ⑤ 引っ越し日（使用を中止する日）
- ⑥ 引っ越し先の住所

* 市内で引っ越しする場合、引っ越し先の使用開始も同時に手続きできます。

使用を開始するとき

次の①～④をお知らせください

- ① 住所（アパート名と部屋番号も）
- ② 氏名（水道使用者名） ③ 電話番号
- ④ 引っ越し日（使用を開始する日）

* 入居時に水が出るか確認してください。
水抜き栓を操作しても水が出ないときは、お客様センターへご連絡ください。

手続き前に給水契約の定型約款をご確認ください

令和2年4月1日施行の民法改正により、「定型約款」に関する規定が新設されます。水道の契約にも適用され、契約の際に定型約款の表示や説明が義務付けられます。

秋田市では「秋田市水道事業給水条例」と「秋田市水道事業給水条例施行規程」が定型約款に当たります。水道の使用開始の際は、内容をご確

料金のお支払いは、毎月支払いもできる便利な口座振替で

メーターの検針と料金の請求は2か月に1回ですが、口座振替をご利用のお客さまは、料金を2分割し、1か月ごとに口座から引き落とす毎月支払いにすることができます。

水道料金や下水道使用料などは、毎月支払いも選択できる便利な口座振替をご利用ください。ただし、2回続けて振り替えできなかつたときは、毎月支払いがご利用できなくなりますのでご注意ください。

毎月支払いの申込方法

▼ 口座振替をご利用のかたは、お客様センターへ電話でお申し込みください

▼ 納入通知書でお支払いのかたは、

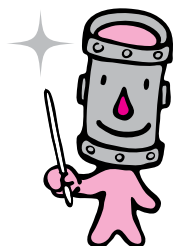
認の上、手続きしてください。

詳しくは、市

ホームページをご覧ください。

◆ 広報ID番号 1023714

* 定型約款＝定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体



口座振替の申し込みの際、申込書の振替月欄の「毎月」に記入してください

口座振替を利用しているかたが

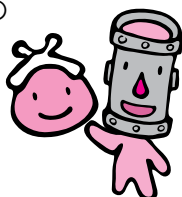
引っ越しをするとき

① 市内での引っ越しの場合、引っ越し先でも同じ口座を

継続してご利用できます

② 引っ越しに伴って振替口座を解約する場合、金融機関やコンビニエンスストアで支払うことができる納入通知書をお送りします

* ①②とも、引っ越しの手続きの際にお申し出ください。



上下水道の広場では、みなさまからの
ご意見ご質問などをお待ちしています
〒010-0945 川尻みよし町14-8
上下水道局総務課経営企画係
☎(823)8434 FAX(824)7414
Eメール ro-wtmn@city.akita.akita.jp
◆広報ID番号 1000106



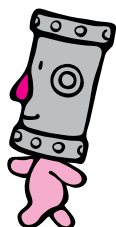
水道水以外の井戸水や沢水の 使用も必ず届け出てください

井戸水や沢水など、水道水以外の
水を使用して、その排水を公共下水
道や農業集落排水処理施設、市が設
置した浄化槽へ流す場合は、下水道
使用料、農業集落排水施設使用料、
個別排水処理施設使用料を負担して
いただきます。

ご家庭や事業所などで、水道水以
外の水の使用を開始し、または中止
する場合は、お客様センターへ必ず
届出をしてください。また、現在、
水道水以外の水を使用していて、ま
だ届出をしていないかたも、お客様
センターへご連絡ください。

こんなときもお客様センターへ ご連絡ください

- ▼届出をしている
水道の利用者や
共同住宅などの
所有者が変わったとき
- ▼家屋の解体などで水道の使用を中
止するとき
- ▼出張や入院などで長期間水道を使
用しないとき
- ▼水道の使用を休止している住宅
で、一時的に使ったとき



有効期間満了となる水道メー ターの取り替え作業を実施

各ご家庭や事業所などに設置され
ている水道メーターは、使用有効期
間が8年間で法律で定められていま
す。上下水道局では、期間満了を迎
える水道メーターの取り替え作業を
無料で行っています。対象世帯に
は、3月、4月の検針時に、文書で
お知らせします。

●取り替え作業：4月上旬から12月
下旬までに、上下水道局が委託し
た秋田市上下水道サービス(株)の担
当工業者が身分証明書を持って
訪問し、作業を行いますので、ご
協力をお願いします

水道メーター前後の鉛製給水管 の取り替え作業を実施

上下水道局では、各ご家庭や事業
所などの水道メーター前後約50cmに
ある鉛製給水管の取り替えを行って
います。対象世帯には、事前に郵送
でお知らせします。

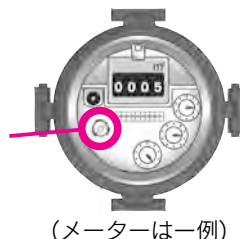
●取り替え作業：上下水道局が委託
した秋田市上下水道サービス(株)の
担当工業者が身分証明書を持っ
て訪問し、作業を行いますので、
ご協力をお願いします

宅地内の漏水点検は 定期的に行いましょう

宅地内で漏水が発生すると、漏水
した水量分の水道料金・下水道使用
料は、原則、お客さまの負担になり
ます。定期的に漏水の点検をしま
しょう。

◆漏水の確認方法

- ①屋内・屋外の
すべてのじゃ
口を閉める
 - ②水道メーター
のパイロット
部分が回転し
ているか確認する
- パイロット



じゃ口を閉めてもパイロットが回
転している場合は、漏水の可能性が
あります。回転していなくても、最
近、水道料金が増えたなどの不安を
感じたときは、お客様センターへお
問い合わせください。

☎(823)8431

12・13頁の内容に関するお問い合わせは
お客様センターへ ☎(823)8431

次のページへ
つづくよー!

